

照 会 書

令和 7 年 9 月 1 7 日

警察庁 御中

〒105-0013

東京都港区浜松町2-7-16

第3小森谷ビル本館10F

弁護士法人ATB

TEL03-6826-2181

FAX03-6740-2144

弁護士 藤 吉 修 崇



拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より交通行政にご尽力
いただいておりますこと、深く敬意を表します。

さて、道路交通法第38条第2項（以下「本条項」といいます）の解釈と運用につ
いて、以下の通り照会申し上げます。

本条項は、横断歩道等の直前で停止している車両等がある場合に、その側方を通
過してその前方に出ようとする際には一時停止を義務付ける規定であり、昭和42年
改正において導入されました。この規定の導入目的は、横断歩道上にいる、または
現れる可能性のある歩行者の安全を確保することにあります。特に、停止している
車両の陰から歩行者が突然現れるといった事故が多発していたことへの対策として
設けられたと理解しております。

しかし近年、現場の取締り実務や一部報道、警察官による指導内容等において、

反対車線（対向車線）で横断歩道手前に停止している車両も「停止している車両等」に含まれるとの運用がなされていると認識しております。確かに、上記趣旨に照らすと一定の合理性も認められます。

しかし、以下の理由から、現行法上そのような運用は条文の文理解釈、立法趣旨、さらには警察庁が発出する運転免許技能試験の採点基準に照らしても、明らかに誤った解釈と考えております。

第1 本条項の文理解釈

条文中の「当該停止している車両等の側方を通過してその前方に出ようとするとき」の構文は、通常文法上、「その前方」とは通過対象である「停止している車両等」の進行方向を前提とした位置関係を意味します。つまり、側方を通過した後に「前方」に出るという表現が成立するのは、自車と対象車両が同一方向に進行している場合に限られます。道路交通法における他の条項においても、「側方を通過して前方に出る」という表現が用いられるのはすべて同一進行方向内の動きであり、対向車線の車両を通過する行為を対象にした例は存在しません。この点において、本条項の文言は明らかに、同一方向の先行車両を対象としていると解すべきです。

第2 立法趣旨や各種文献

昭和42年の法改正に際し、国会審議における政府答弁からも、本条項の立法趣旨は、「歩行者に道を譲るために横断歩道手前で停止している車両の陰から出てくる歩行者」を保護することにあると同時に、横断歩道の手前5メートル以内は原則として駐停車禁止にもかかわらず、敢えてそこに車両が停止している場合には、その車が歩行者を譲っている蓋然性が高いからであると認識しています。したがって、この趣旨は対向車線に停止している車を当然含まれない

と言う解釈になろうかと思えます。

また、複数の専門文献（木宮高彦・岩井重一『詳解道路交通法』、東京地検交通部編『道路交通法辞典』、伊藤榮樹編『注釈特別刑法』等）においても、本条項の対象は「横断歩道手前に停止している車両」であることを前提として解説されています。

第3 運転免許試験の採点基準との矛盾

貴庁が発出した令和5年3月30日付「運転免許技能試験に係る採点基準の運用の標準について」において、本条項違反は重大違反（即時中止）として扱われる一方、その例外として「歩行者等を横断させるために停止しているものでないことが明らかな車両等の側方を通過する場合には適用しない。」（21頁）としていることから、「停止している車両」に対向車線に止まっている車を含めていないことは明らかです。

それにもかかわらず、現場における取締実務では、反対車線の車列の陰に歩行者がいる可能性を理由に、本条項違反として反則切符を交付している例が散見されます。このような運用は、貴庁通達が想定している採点基準の趣旨・構造と明らかに矛盾しております。

第4 運用拡張と法改正の必要性

仮に、貴庁が「反対車線で停止している車両」も本条項における「停止している車両等」に含まれるという見解を現行法のもとで採用されているとすれば、それは文理解釈、立法趣旨、専門見解、通達のいずれとも整合せず、実質的に立法を伴わず新たな義務を創設するに等しいものと考えます。

そのような拡張解釈がなされるのであれば、これは刑罰法規の罪刑法定主義に反し、違反者に対して予測可能性のない罰則を科すこととなり、法の安定性

と信頼性を損なう結果を招きかねません。本来、対象範囲を拡張する必要があると考えるのであれば、しかるべき立法措置を経るべきであると考えます。

第5 照会事項

つきましては、以下の点について文書にてご回答を賜りますよう、お願い申し上げます。

1. 本条項における「停止している車両等」に、反対車線（対向車線）で横断歩道手前に停止している車両が含まれると、貴庁は解釈しているか。
2. 含まれると解する場合、その法的根拠はどこにあるのか（条文構造、立法趣旨、通達等を含む）。
3. この解釈をもとに、都道府県警察に対してどのような周知・運用指導を行っているか（通達、指導文書、会議録等の有無を含む）。
4. 上記解釈が、令和5年4月1日付「採点基準の運用の標準」の内容と整合するとお考えか。
5. 現行条文のままでは、反対車線の車両を「側方通過してその前方に出る」との構文に論理的に含めるのは困難であると考えるが、それについての見解。
また、仮に含める必要があるとすれば、今後法改正を検討するお考えがあるか。

ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、本照会は道路交通法の適正な運用と解釈に関わる重要な論点であると認識しております。何卒、文書によるご回答を賜りますようお願い申し上げます。

敬具